

○保健師免許証、助産師免許証、看護師免許証の再交付申請手続について

<p>手続概要</p>	<p>保健師、助産師、看護師の免許を取得した後、免許証を破損したり、紛失した場合には、免許証の再交付を申請することができます。その時に申請する手続です。</p>
<p>根拠法令</p>	<p>保健師助産師看護師法施行令第7条第1項</p>
<p>申請方法</p>	<p>【提出先】 申請書類等は、就業地の保健所(一部県については県庁)へ提出してください。 【受付時間】 保健所(一部県については県庁)の業務時間内</p>
<p>その他</p>	<p>【手続対象者】 保健師免許証、助産師免許証、看護師免許証を破ったり、汚したり紛失して免許証の再交付を希望する保健師、助産師、看護師 【提出時期】 随時 【手数料(説明)】 手数料(収入印紙)は3,100円です。また、再交付申請と書換え交付申請を同時に行う場合は、両方の申請書類が必要となります。 【相談窓口】 保健所、都道府県衛生主管部局、厚生労働省医政局医事課試験免許室免許登録係</p>